

## 第八節 書換登録制度

### 1. 書換登録制度の概要

#### (1) 書換登録制度

書換登録制度とは、旧商品区分（明治32年法、同42年法、大正10年法及び昭和34年法の各区分）のもとで登録されている商標権の指定商品を、国際分類に基づく商品区分へ書き換えることにより商品区分を統一する制度である。

現在、商品区分は、明治32年法の区分以降現行の国際分類に基づく区分まで4回の改正が行われ5種類のもものが併存していることから、商標権者・特許庁以外の第三者にとっては検索・調査等の面で極めて煩雑であること、明治・大正期の商品区分の権利範囲が不明確であること等の問題の指摘がある。

これら指摘に係る問題をこのまま放置することは、円滑な商標制度の運営に大きな支障を及ぼすおそれがある。特に、今後国際分類が変わったとしても、一切書換を行わないとすると、商品区分がより重層的に併存することとなり、商標制度の歪みが増大する。

書換登録制度は、このような問題を解消するために導入されたものである。

書換は、商標権者に直接のメリットがないのに義務を課すことから、その負担は極力減らすべきであり、書換の忘れを防止するため、特許庁からサービスとして商標権の書換登録の申請の開始日（商標権の存続期間の満了日の6月前）の3月前頃に、書換対象の全商標権者に書換申請期間が近づいた旨を通知する。

また、商標権者が商標権の存続期間の更新登録の申請のみをして書換登録の申請をしていない場合は、商標権の存続期間の満了後7月～8月程度経過した段階において、商標権者に対し、書換申請期間の終了までに書換登録の申請をしないと次回の更新（10年後）ができない旨を通知する。

#### (2) 書換登録の義務

##### ① 商標権者による書換の義務

平成4年3月31日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、申請により、書換登録申請時の商品及び役務の区分に従って、その商標権の指定商品の書換の登録を受けなければならない（商附則2条1項（商附則23条で準用））。

##### ② 書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録申請の受付開始日

特許庁長官は、書換登録の申請及びその審査の状況を勘案して（申請時期を分散できるように）、指定商品の書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録の申請の受付を開始する日を指定する（商附則23条で準用する商附則2条2項）。

### 2. 書換登録の申請

(1) 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない（商附則3条1項）。

#### ①申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

②商標登録の登録番号

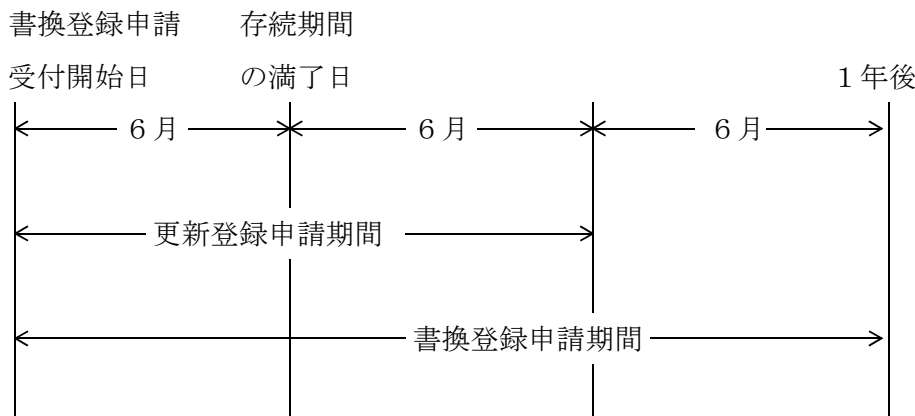
③書換登録を受けようとする指定商品並びに書換登録申請時の商品及び役務の区分

(2) 書換登録の申請は、その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えないように、書換登録申請時の商品及び役務の区分に従ってしなければならない（商附則4条1項）。

(3) 書換登録の申請をする者は、書換登録の申請に係る商標権に専用使用権者、通常使用権者、又は質権者があるときは、これらの者の承諾（書換登録申請における指定商品の減縮の有無に関係なく一律に）を得なければならない（商附則4条2項）。

### 3. 書換登録申請の時期

(1) 書換登録の申請は、受付開始日から起算して6月に達する日以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日（存続期間満了日）から起算して前6月から存続期間満了日後1年までの間にしなければならない（商附則3条2項）。



(注)・ 受付開始日から起算して6月に達する日までの間に満了日が到来する商標権については、予定している1年半の手続期間がとれないため、次の更新時に書換登録の申請をすることとなる。

・ 更新登録の申請期間を超えて、さらに6月まで書換登録の申請を認めることとしたのは、更新登録の申請のみしかしてこない者に対し、書換登録を受けべき旨の通知を効率よく行い、書換忘れを防止するためである。

(2) 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰すことができない理由により上記(1)の期間内にその申請をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間経過後6月以内にその申請をすることができる（商附則3条3項）。

### 4. 査定

(1) 拒絶査定

審査官は、書換登録の申請が次のいずれかに該当するときは、その申請について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない（商附則6条）。

① その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えているとき。

- ② 書換登録申請時点の商品及び役務の区分に従っていないとき。
- ③ その申請をした者が当該商標権者でないとき。

(2) 登録査定

審査官は、書換登録の申請について拒絶の理由を発見しないときは、書換登録をすべき旨の査定をしなければならない（商附則8条）。

## 5. 書換登録

- (1) 書換は登録によりその効力を生ずる（商附則12条1項）。
- (2) 書換登録をすべき旨の査定があったときは、商標権の指定商品を書き換えた旨の登録をする（商附則12条2項）。
- (3) 書換登録申請書に記載されなかった指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する（商附則12条3項）。
- (4) 登録があったときは、以下の事項が商標公報に掲載される（商附則12条4項）。
  - ① 申請書の氏名（名称）及び住所（居所）
  - ② 商標登録の登録番号
  - ③ 書換登録前の指定商品及び商品の区分
  - ④ 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分
  - ⑤ 商標登録出願の年月日
  - ⑥ 書換登録の年月日
  - ⑦ その他必要な事項

## 6. 商標権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、その商標権は、存続期間満了日の後（次回）に到来する存続期間の満了の日に消滅する（商附則11条）。したがって、次回の商標権の存続期間の更新登録の申請ができないこととなる。

- (1) 書換登録を申請すべき者が、その申請期間内に書換登録の申請をしなかった場合。
- (2) 書換登録の申請について、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合。
- (3) 書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合。
- (4) 書換登録の申請が却下（商附則27条で準用する特18条又は同18条の2）された場合。

## 7. 審決

(1) 拒絶査定に対する審判

書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、拒絶査定不服審判を請求することができる。

(2) 書換登録の無効の審判

書換登録に法律に定める無効理由があるときは、その書換登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

## 8. 手数料等

- (1) 商標権者の負担軽減から、書換に係る登録料、申請の手数料、登録免許税のいずれも不要である。
- (2) ただし、書換に係る審判（拒絶査定に対する審判及び書換登録の無効の審判）の手数料については納付しなければならない。

書換審判請求の請求料の区分数

- イ. 書換拒絶査定不服審判は、書換前の商標権に基づいて請求されることから1区分数分
- ロ. 書換無効審判は、書換拒絶査定不服審判の場合とは異なり、審理の対象が、既に書換登録されている商標権であることから、書換により多区分となっている場合には、請求に係る指定商品の区分数分

## 9. 防護標章に係る書換

書換に関する規定は、防護標章に準用する（商附則23条）。

## 10. 書換登録申請書等の取扱い

- (1) 不適法な手続の却下

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（商標法附則第27条第2項で準用する特許法第18条の2第1項）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（商標法附則第27条第2項で準用する特許法第18条の2第2項）。

なお、基準の運用にあたっては、書換登録申請書類等を総合的に検討し、客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるとともに、形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別的具体的な事例においては、必要に応じた取り扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

- ① 書換登録申請手続の却下

書換登録申請書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、商標法附則第27条第2項で準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする。

- イ. 日本語で書かれていない書面をもって申請をしたとき（商標法施行規則第22条第1項で準用する特許法施行規則第2条第1項）。
- ロ. 在外者が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで申請をしたとき（商標法附則第27条第2項で準用する特許法第8条第1項）。
- ハ. 書換登録申請者の氏名（名称）が記載されていない書面をもって申請したとき（申請書に添付された書面全体から特定できるとき又は識別番号が記載されているときを除く。）。

- ニ. 書換登録の申請ができる期間前又は期間経過後に申請をしたとき。
- ハ. 商標権の指定商品を書き換えた旨の登録後重複して書換登録の申請をしたとき。
- ホ. 商標権の消滅後に書換登録の申請をしたとき。

② 書換登録申請書以外の手続の却下

書換登録申請書以外の手続が、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、商標法附則第27条第2項の規定で準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする。

## 11. その他

(1) 書換事前通知

① 書換登録申請時期のお知らせ

書換の忘れを防止するため、特許庁がサービスとして商標権の書換登録の申請の開始日（商標権の存続期間の満了日の6月前）の3月前頃に、書換対象の全商標権者に「書換申請期間が近づいた」旨を通知する。

その際、商標権者の「住所の移転」・「名称の改称」等があったときは書換の通知が送付されないおそれがあるので変更があった場合は登録名義人の表示変更登録申請の手続を行っておく必要がある。

◎ 書換登録申請時期のお知らせ通知書（見本）  
表面（イメージ）

書換登録申請時期のお知らせ	郵便はがき	東京 中央郵便局 料金後納 郵便
商標登録第9999999号	〒100	
存続期間満了日 平成13年 9月30日	住所 東京都千代田区霞が関1-3-4	
書換登録申請期間 平成13年 4月 1日から 平成14年 9月30日まで		
法区分 明治42年法 商標権者 商標株式会社	氏名 商標株式会社	
(外1名) 殿		殿
000001	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3	
特許庁	特許庁	

裏面（イメージ） ※文章は予め はがき に印刷

<p>ご 注 意</p> <p>《書換について》</p> <p>改正商標法により、旧商品区分（明治～平成4年3月31日までの出願に適用される商品区分）のもとで登録された商標権（防護標章登録を含む）については書換が必要となりました。</p> <p>「書換」とは、旧商品区分のもとで登録された商標権の区分と指定商品を国際分類に基づく現行の商品区分及び指定商品に書換えることをいいます。</p> <p>《書換手続について》</p> <p>このお知らせに記載された商標権は書換登録申請の時期が参りましたので、表記の期間内に特許庁に対して、書換登録申請手続を行ってください。</p> <p>書換登録申請の手続を行っても商標権存続期間更新登録申請の手続を行わないと今回の存続期間の満了日をもって商標権が消滅してしまいます。</p> <p>なお、前記更新登録手続だけを行い、書換登録申請を行わないと、次回（10年後）の更新はできませんのでご注意ください。（次回の存続期間の満了日をもって商標権が消滅します。）</p> <p>また、商標権存続期間更新登録申請と書換登録申請とは手続可能な期間が相違しますのでご注意ください。</p> <p>商標権に使用権又は質権の設定があるときは使用権者又は質権者の承諾書が必要です。</p> <p>《商標権の確認について》</p> <p>今回、通知された商標権及びその書換表示については、以下の特許庁のホームページで確認することができます。</p> <p><a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/</a>「特許情報プラットフォーム（J-Plat Pat）」</p> <p>《お問い合わせ》</p> <p>特許庁代表 TEL(03-3581-1101) 担当部署の内線番号は以下のとおりです。</p> <p>●書換の内容（内2836） ●申請書の方式事項（内2657・2658） ●更新登録申請（内2713）</p>	赤 文 字
---	-------------

② 書換申請期限のお知らせ

商標権者が商標権の存続期間の更新登録の申請のみをして書換登録の申請をしていない場合は、商標権の存続期間の満了後7月～8月程度経過した段階において、商標権者に対しさらに「書換申請期間の終了までに書換申請をしない場合は、次回の更新（10年後）ができない」旨を通知する。

◎ 書換申請期限のお知らせ通知書（見本）  
表面（イメージ）

書換登録申請期限のお知らせ	郵便はがき	東京 中央郵便局 料金後納 郵便
商標登録第9999999号	〒100	
書換登録申請期限 平成14年 9月30日まで	住所 東京都千代田区霞が関1-3-4	
法区分 明治42年法 商標権者 商標株式会社	氏名 商標株式会社	
(外1名) 殿		殿
000001	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3	
特許庁	特許庁	

裏面（イメージ） ※文章は予め はがき に印刷

注 意	
<p>本件については、「商標権存続期間更新登録申請書」の提出がありましたが書換登録の申請がありません。</p> <p>更新登録されると、10年間は商標権を維持することができますが、書換をしないときは、次回の更新はできず、その存続期間の満了の日をもって商標権が消滅します。</p>	} 赤文字
<p>防護標章については、上記の「商標権」を「防護標章登録に基づく権利」に、「商標権存続期間更新登録申請書」を「防護標章更新登録出願」と読み替えてください。</p>	
<p>指定商品の書換に関するお問い合わせは特許庁審査業務部商標課にお願いします。（TEL 03-3581-1101 内線2836）</p>	

(参考) 分割番号及び防護標章登録番号の表示位置  
(イメージ)

<b>書換登録申請時期のお知らせ</b>		<b>郵便はがき</b>	
商標登録第999999号の1の1の1			
防護標章登録番号 第1号 存続期間満了日 平成13年 9月30日			
<b>書換登録申請期間</b> 平成13年 4月 1日から 平成14年 9月30日まで		〒100	住所 東京都千代田区霞が関1-3-4
法区分 商標権者 商標株式会社	明治42年法	氏名	商標株式会社
(外1名) 殿		殿	
000001	<b>特許庁</b>	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁	

(2) 書換登録申請書  
商施規様式第21 (第20条関係)

【書類名】	書換登録申請書
【整理番号】	
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録の登録番号】	
【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品】	
【書換登録申請者】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
(【国籍】)	
【代理人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	

← ⊕ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

⊕ 又は 識別ラベル

[備考]

1 防護標章登録に基づく権利について、書換登録の申請をするときは、「【書類名】」を「防



護標章登録に基づく権利書換登録申請書」とし、「【商標登録の登録番号】」の欄を「【防護標章登録の登録番号】」とし、防護標章登録の番号を記載する。

- 2 「【書換登録申請者】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、商標登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 3 2以上の商品を指定する場合には、それぞれの指定商品の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
- 4 「【書換登録申請者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【書換登録申請者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【書換登録申請者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 5 「【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき商品の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品を次のように繰り返し設けて記載する。

【第 類】

【指定商品】

【第 類】

【指定商品】

- 6 第20条第2項に規定する書面は、なるべく次の文例により作成する。

（文例）

承 諾 書	
	平成 年 月 日
商標権者	
住所（居所）	
氏名（名称）	殿
商標登録番号 第	号
貴殿（貴社）が上記商標権の指定商品について書換登録の申請をすることを承諾します。	
専用（通常）使用権者（質権者）	
住所（居所）	
氏名（名称）	印

- 7 その他は、様式2の備考1から4まで、13から15まで、17、19から25まで及び33から37まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。